

居宅療養管理指導に係る運営規定の概要及び重要事項について

事業の目的及び運営の方針

○事業目的

通院困難な利用者に対し、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、居宅療養管理指導を通して療養生活の質の向上を図ります。

○運営方針

要介護または要支援の認定を受けている利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問し、薬剤管理をいたします。

要介護者または要支援者にある利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他サービス事業者、その他の医療や福祉サービスを提供する者との密接な連携を行います。

○職務の内容

薬剤師は居宅療養管理指導において以下の業務を行います。

- ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤師等の居宅への配達
- ・薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ADL や QOL 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・医師・歯科医師の指示及び提供された診療情報に基づいた薬学的管理指導計画の作成
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・服薬状況の確認、残薬および過不足の確認、指導
- ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足の確認、指導
- ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・住宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

○営業及び営業時間

各薬局の営業時間は、店舗情報ページをご確認ください。

指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額について

○利用料金

単一建物で居住者が 1 人 518 単位／回
単一建物で居住者が 2 人～9 人 379 単位／回
単一建物で居住者が 10 人以上 342 単位／回

【ご注意事項】

※自己負担率や厚生労働省の定める地域により金額が異なることがあります
※麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に 100 円が加算されます
※公費助成などにより負担が変わることがあります
※通常の事業の実施地域 各薬局から 16km 以内を原則として居宅療養管理指導を実施致します。(近隣に薬局がない場合などはご相談ください)

○提供するサービスの種類

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

○苦情処理

居宅療養管理指導に関わる苦情が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

○その他運営に関する重要事項

健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。

○秘密の保持

正当な理由が無い限り、その業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。
また、サービス担当者会議において、利用者及びその家族等に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及び その家族等に使用目的等を説明し、同意を得なければ使用することができません。

○事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

○サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。